

人吉市農業委員会定例総会
(第7回)

令和7年7月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年7月25日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

日程第 1	議第 38 号	農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2	議第 39 号	農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3	議第 40 号	事業計画変更申請に対する許可の決定について
日程第 4	議第 41 号	農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5	議第 42 号	農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 6	議第 43 号	非農地判断の一部変更について
日程第 7	議第 44 号	人吉市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（14名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲

同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	25番	東照

○ 欠 員

推進委員 24番

議事録署名農業委員	2番	中嶽修平
議事録署名推進委員	21番	迫田公江

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	竹内常泰
係	長	豊永英紀
主	任	湊田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 3 0

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員数が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第7回人吉市農業委員会定例会を開会いたします。本日の議事録署名委員に2番委員、21番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第38号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第38号 朗読

- （議長）1番から4番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（５番委員）おはようございます。それでは、議第３８号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は１筆で１８０㎡、権利種別は３条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地には果樹を植栽する予定とのことでありました。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番は該当しません。よって、許可相当と判断をしましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、２番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用内、面積は２筆で２，０１６㎡です。権利種別は３条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は近くに養蜂場がありまして、蜂寄せのための菜種を栽培したいということでありました。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番は該当しません。よって、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、３番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田が３筆で農振区分は農用外、面積は田の３筆が２，５２５㎡。他に畑が２筆、農振区分は農用外、面積は２筆で２７４㎡、田と畑の５筆合計で２，７９９㎡です。権利種別は３条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地には現在、１ｍ超えの雑草が生い茂っておりまして、取得後は農地として適正に管理していただくように申し添えております。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番は該当しません。よって、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、４番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は田１筆で４２６㎡。権利種別は３条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は遊水地には該当しておりません。調査書をご覧ください。調査書の１番、４番、６番は該当しません。よって、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。以上です。

○（議長）ありがとうございました。

１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。
５番から６番について１番員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）おはようございます。議第３８号、農地法第３条の許可申請に対する５番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外です。面積は５筆で合計の３,２２４㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。申請地はタブレットの位置図８ページのとおりです。申請地は現在、牧草地で小作に出されているところではありますが、譲受人の農地が大柿地区の遊水地計画にかかり、今回の申請地を求められました。譲受人は農作業歴が５０年で営農生産組合も運営されており、申請地には果樹栽培をするということでした。将来的にはハウスも建てたいということでした。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、議第３８号、農地法第３条の許可申請に対する６番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外です。面積は２筆で１,６３０㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレットの位置図８ページのとおりです。申請地は現在、遊休農地で草が生い茂るため、所有者が年に数回、草払いをしている農地です。譲受人は５番の案件と同様に果樹と野菜を栽培する予定です。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。５番の報告について質疑はありませんか。

○（６番委員）５条の申請にも関係あるかと思いますが、今後、どのような経営をされる予定なのでしょうか。どのような構想でしょうか。

○（１番委員）５条申請に出てくるとと思いますが、現在、温泉水を利用して３棟ほどのハウスにバナナやパイナップル、ライチなど９種類の果樹を栽培されています。今後、申請地でも同じように温泉水を利用して栽培をする予定でもあり、５条申請に出てきますが、ボーリングをして現在のような形で温泉施設もやりたいということでした。本人の話では、ぼちぼちでもお客さんが来てここで楽しんでもらえればいいかなと思っているということでした。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （８番委員）売買の金額が普通の畑とは違うような金額ですが、話はこれでまとまって良かったのですが、今後、平均単価が上がる可能性はあるのでしょうか。
- （１番委員）ここは、農免道路に面してしまして、譲渡人と話した結果、譲渡人から値段的にはもう少し出ないのかという話もあったようですが、譲受人の話によると、だいたい坪の１万円で話をされたということです。譲渡人は以前、牛を飼っておられましたが、ご高齢になり、今は草が生えて荒れ、牧草地として貸しているような状態だったので、譲渡人としては良かったのではないかと思います。
- （事務局係長）事務局から補足いたします。今後の計画については１番委員から話があったとおりでと思いますが、後の方の質問で地域での取り引きの単価が上がるのではないかとということでしたが、３条の売買価格については相対になります。ここがこの取り引きの金額だったので、近傍地で取り引きがあった時に単価が引き上げられるということはありません。しかし、あっせん事業を使うとやはり近傍地の取引事例が地域の平均単価として決まってくるので、あっせん事業でない限りは今後、近傍地で取り引きがあったとしてもこの金額が基準となって、周りの土地の取り引きの金額が上がるということはありませんので、大丈夫だと思われます。
- （９番委員）立ち退きと言いますか、保証金で買う場合には、その保証金に見合った金額で取得しなければならないなどの決まりはあるのでしょうか。
- （事務局長）私は昨年度まで遊水地の担当部署に居りましたので、申し上げます。国は特に今ある土地を買わせてもらうための対価として保証を払うということで、その保証を持って同じような規模の土地を必ず買わなければならないということはありません。お金を渡して買う、買わないについては、国は一切、干渉しません。お金を支払うところまででございますので、保証の条件になっているということは伺っております。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
6番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。
日程第2・議第39号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第2・議第39号 朗読

- (議長) 1番について3番委員の調査報告をお願いします。

- (3番委員) おはようございます。それでは、議第39号、農地法第4条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は雑種地で農振区分は農用外です。面積は1筆で244㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的はゴミ収集所及び駐車場となっております。備考欄に書いてありますように、第2種農地で都市計画用途指定区域外です。また、始末書も提出されておまして、その始末書を読み上げます。「勝手に田を埋め立てしてしまったことを深く反省しております。今後は、農地法を遵守していきます」という始末書が出ております。なぜ、埋め立てをしてしまったかと言いますと、米を作るための水の確保が全く出来ないということで埋め立てをしたということです。これは、数十年前に行ったそうです。その埋め立てをしている最中に2、3年にかけて栗を植えたそうですが、栗が育たずにそのまま放置したということです。従いまして、現在、埋め立て地に町内のゴミの集積所と駐車場として使用しているということです。位置図をご覧ください。旧矢岳小学校から40mほど手前になりまして、道路のすぐ側です。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、

許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。
日程第3・議第40号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第40号 朗読

- （議長）1 番について7 番委員の調査報告をお願いします。

- （7 番委員）おはようございます。議第40号、事業計画変更申請に対する1 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は2 筆合計の1,087㎡です。この申請地は令和5年11月25日に分譲用地として転用許可が下りておりますが、今回、事業計画の変更承継申請が提出されました。譲渡人、譲受人は記載のとおりで、譲渡人の当初計画は分譲用地4区画でした。ところが当初計画者が体調不良により、計画の遂行が難しくなったため、この事業を譲受人が承継され、分譲用地3区画として整備されます。農地区分は第3種農地で、都市計画用途指定区域内、着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで、農地の区分は第3種農地です。一般基準としまして1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第4・議第41号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○(事務局係長) 日程第4・議第41号 朗読

○(議長) 1番から3番について1番委員の調査報告をお願いします。

○(1番委員) 議第41号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で520㎡と2筆で1,948㎡の合計2,468㎡です。所有権移転です。農振区分は農用外です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的はボーリング用地と駐車場、資材置場となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外、着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの位置図2ページのとおりです。場所的には農免道路沿いの農地になっております。譲受人は現在、大柿地区の遊水地計画地内で温泉施設を営んでおり、申請地にも温泉施設を作り、多くの人達に楽しんでいただき、憩いの場にしたいということで申請地を求められました。工事に伴う雨水は敷地内浸透にて処理をし、生活雑排水と汚水は出ないということです。造成中の被害防除方策については、工事の際、問題が出た場合には隣接地の方と話し合って対応するという事で、周りの農地の方には承諾を得ているということです。完成後も同様にするという事で話を聞いております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準として1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、議第41号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で748㎡と749㎡のうち582㎡です。2筆合計の1,330㎡です。所有権移転です。農振区分は農用外です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は建売住宅の建設です。申請地は第2種農地で都市計画用途指定区域外、着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの位置図のとおりです。申請地は周りを住宅に囲まれている農地で譲渡人の体力、年齢、また、周りの環境を考えた時に農地として維持していくのが、難しいと判断をしました。それによって住宅建設ということになりました。なお、近隣には農地はありませんが、住宅密集地につき工事においては運搬及び土砂の流出等につい

ては、近隣に十分配慮をして工事に努め、問題等が発生した場合には、工事を中断して解決をするということです。住宅の雨水の処理方法については、基本的には地下浸透にて処理するということですが、区画に柵を設けて対処するということです。生活雑排水、汚水については下水道管に接続して対処するということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準として1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

続きまして、議第41号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で749㎡のうち166㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地拡張です。農地の区分は第2種農地で都市計画区域外、着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。譲受人は以前から駐車場が狭いため、東側に宅地を希望されていたところ、隣接する建売分譲計画において自宅の東側に余りの土地が出来るとのことで、荒地になったら困るということもあり、今回の申請となりました。造成中の被害防除方策については問題が発生した場合には、隣接地と双方で話し合って対応するということです。完成後も同様にするという事です。雨水については基本的には地下浸透で処理するが、敷地内には数か所柵を設けるということです。駐車場として活用するため生活雑排水、汚水は出ないということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。一般基準として1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございます。1番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）転用目的がボーリングとなっていますが、温泉が出ない場合はあるのでしょうか。
- （1番委員）私もそのことについては、お聞きしました。ボーリングの会社とも相談をして、出るということで計画をされたそうですが、はっきり言ってそれについては分かりません。
- （事務局係長）事務局から補足いたします。1番委員が言われたようにボーリング会社と人吉の地質を調査されて、計画では800mほど掘る予定とのことで800m掘ると間違いなくとは言えませんが、出る可能性があるということです。800m掘っても出ない場合には、まだそこから掘るということでした。以上です。

○（１番委員）申請地付近では離れていますが、老人ホームで温泉が出ているようです。
また、１ｋｍほど離れて温泉施設もあります。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。
２番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。
３番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。
４番から５番について６番委員の調査報告をお願いします。

○（６番委員）おはようございます。議第４１号、農地法第５条の許可申請に対する４番の

調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりで地目は田、農用外で489㎡です。所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は資材置場となっております。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。位置図をご覧ください。この資材置場に搬入するにあたり搬入路が2m程度しかありませんので、隣の農地にはみ出して運搬をすることが予想され、隣接する農地に所有者がおられますが、その方がなかなか見つからないと言いますか、所有者の居所が分からないということで現在、行政書士等に依頼をして連絡を取っておられるということでございます。是非とも隣の農地については承諾を得たいということでございます。資材置場ということで、雨水については地下浸透式で処理をされるということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございまして、農地の区分と転用目的については、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準でございしますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をしたところでございます。ご審議の方よろしく願いいたします。

続きまして、議第41号、農地法第5条の許可申請に対する5番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりで地目は田、農用外で265㎡です。これも所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございまして、転用目的は貸駐車場10台分の建設です。周囲には住宅が立ち並んでおりまして、利用頻度が高くなっているとのことで今回、建設をされるということになっております。すでに2台分の契約は取っておられるということです。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。隣接する農地もございませし、水利組合への報告も行っておられまして、問題ないということでございます。なお、下は砂利を敷くということでございまして、雨水排水については、自然浸透方式で処理をされるということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございまして、農地の区分と転用目的については、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。次に一般基準でございしますが、1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

5番の報告について質疑はありませんか。

○（16番委員）転用目的が貸駐車場となっておりますが、有料の駐車場でしょうか。

○（6番委員）有料の駐車場になります。

○（16番委員）この辺で需要があるということでしょうか。

○（6番委員）先ほども申し上げましたように10台中の2台分は契約が取れていて、あと8台分については頻度が高くなると予想されての貸駐車場ということです。この地域についてはかなり住宅が多くなっております。個人住宅については駐車場に限られてくるということで、子供さんたちがある程度大きくなられて1人1台の時代ですので、そういったことで駐車場が必要になってくるのではないかという計画でございます。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

6番から7番について4番委員の調査報告をお願いします。なお、8番については事務局から説明をいたします。

○（4番委員）議第41号、農地法第5条の許可申請に対する6番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外です。1筆

で396㎡です。これは所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。第2種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりとなっております。位置図はタブレットをご覧ください。ここは国道に面しており、譲受人が住宅用地を求めていたところ自分の希望と合ったということで建設をするそうです。生活雑排水と汚水については近くの国道に排水管が埋設しており、そちらで処理をするということです。雨水については、自然排水は基本的に地下浸透としますが、敷地に数か所の浸透枥を設置し、処理をするということです。申請地は少し低いため、盛り土をするということでしたが、コンクリート擁壁を設け、土砂などの流出等が無いよう十分注意するということです。実質審査表をご覧ください。申請地は2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、議第41号、農地法第5条の許可申請に対する7番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は1筆で441㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。また、ここも転用目的は個人住宅となっております。第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。位置図はタブレットをご覧ください。ここは隣に譲受人の祖父母が住んでおられ、親族から土地を譲り受けたということでした。隣には農地がありますが、そこの方とも協議をされ、確認も取っておられます。生活雑排水、汚水の排水につきましては、合併浄化槽を設置し、側溝へ放流するということでした。また、雨水については枥を置き、こちらも側溝へ放流するということでした。これについては市の道路河川課と水利組合へ話し合い済みということです。ここも土地が少し低いのでコンクリートブロックを設け、土砂の流出を防ぐということで考えていらっしゃるそうです。次に実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。6番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）譲渡人に清算人が付いているようですが、ということなのか教えていただければと思います。
- （事務局 渕田主任）添付書類として提出された履歴事項全部証明書を確認したとこ

ろ、こちらの会社は水田苗代用播種機の生産及び販売をしていたようです。昭和49年10月20日の社員総会の決議により解散しており、おそらく今回、関係する方が清算人となって申請されていると思われます。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。

7番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。

先ほど、言いましたように8番については事務局から説明をさせていただきます。

○（事務局 刈田主任）事務局より農地法第5条の許可申請に対する8番についてご報告いたします。総会資料の作成、配布後にこちらの農地については取り下げ書の提出がございました。理由としては、当初、町内会で集会所の所有権を有する予定でこのような申請をされたのですが、計画の変更があり、建物の所有権は人吉市が所有することになるそうです。転用事業者が変更になるため、取り下げになりました。今後、具体的な話が固まれば市が所有するという形の申請があるということで併せてご報告いたします。これにより、議案からの削除をお願いいたします。

○（議長）よろしいですか。それでは、9番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）議第４１号、農地法第５条の許可申請に対する９番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は２筆合計の１,０８７㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は分譲用地、３区画です。この案件につきましては、議第４０号の事業計画変更申請にて説明済みですので割愛させていただきます。次に実質審査表をご覧ください。こちらも議第４０号の事業計画変更申請と同様となっております。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願います。

○（議長）ありがとうございました。９番の報告について質疑はありませんか。

○（６番委員）当初、４区画で申請をされ、今回、３区画となっておりますが、特別な理由があるのでしょうか。

○（７番委員）坂本線から山田の三高橋までの道がありますが、それが人吉市の避難道路の拡張の予定になっております。この申請地もその買収の予定に入っているため、面積が狭くなり、３区画になったと思われます。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって９番は原案可決いたしました。
日程第５・議第４２号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第４２号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が、２番から５番までは２０番委員本人、６番は私となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言が

ありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○(議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○(事務局 坂井) お手元の資料をご覧ください。令和7年7月22日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)についての意見決定を求められております。

1ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。左側の今回の分は「田」が34,319㎡、「畑」が29,118㎡、合計の63,437㎡になります。一番下の所有権移転は「畑」が4,335㎡でした。本年累計は右側のとおりです。

次に2ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画(所有権移転関係)一覧表になります。今回は公社買い入れが1件ございました。

次に3ページをご覧ください。農地中間管理機構の利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が0件、再配分が1件、更新が16件、計の17件ありました。利用権の転貸の「田」が34,319㎡、「畑」が29,118㎡、合計で63,437㎡でございます。以上、報告を終わります。

○(議長) ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○(議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時33分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

○(議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○(6番委員) 1番に再配分と書いてありますが、これは今まで出てきたことがあるものでしょうか。

○（事務局 坂井）これは、今、お手元に合意解約が回覧されていると思いますが、ある方が合意解約をされたので、その分の残りの期間を違う方が受けられます。これが再配分になります。同じ方であれば、更新になりますが、今回、違う方になるので、再配分となっております。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

2番から6番までを除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の2番から6番までについて原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第43号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第43号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）今回、非農地判断の一部変更について2筆あがっております。これについては、実は12月の総会で皆様にお諮りして、非農地の判断をして文書を通知いたしました。その後、2か月の間に異議申し立てがあった場合には、受けてそれ以外については、法務局に職権で一括地目変更の申請をしております。その後、法務局から連絡がございまして「この2筆については、少し考えるところがあるので現地確認を一緒にして欲しい」という要望がございましたので、私が一緒に同行いたしました。その結果、あと4筆ございましたが、それについては非農地としても認めざるを得ないという状況でしたが、この2筆については右側の備考に書いてございますとおり、1筆は砂利敷

きでございましたし、もう1筆は雑種地としてしか判断できないと法務局で非農地判断をしませんと連絡をいただきましたので、これについては、非農地の取り消しをさせていただくということになります。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第7・議第44号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第7・議第44号 朗読

○（議長）議第44号とある別紙をご覧ください。1名再募集しておりました推進委員について、1名の推薦がございました。7月9日に人吉市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会に諮問を行いました。これは、評価委員会から7月9日付けで報告をいただきました評価内容になります。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会の承認について質疑はありませんか。

○（6番委員）評価委員会は何名おられるのでしょうか。

○（議長）4名です。

○（6番委員）委員長は。

○（議長）委員長は私です。

○（6番委員）副委員長は。それぞれどなたなのかお名前を教えてください。

○（事務局係長）お名前をお答えすることは出来ませんが、農業委員会の規則で4名の方は会長、会長職務代理者、農業振興課の課長、農林整備課の課長の4名になります。

本当は農業委員会事務局の局長を含めて5名ですが、局長と農業振興課の課長が兼任であるため、4名ということになります。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （16番委員）参考まで評価点についてはどのようなことがあるのか教えていただければと思います。
- （8番委員）ちなみに何点以上が合格なのでしょうか。
- （議長）結果は平均点で決まるそうです。
- （事務局係長）評価項目が3項目ありまして、1つが熱意と見識、次に地域支援、それと人物像ということでその3項目に5点ずつ付いています。満点が15点で、1点から5点まで付けますが、5点が非常に適している、4点が適している、3点が普通、2点がやや問題がある、1点が問題があるとなっております。1点や2点がもし、付いた場合にはいろいろと協議をすることになっていますが、今回の場合は1点や2点の評価を付けられる方はどなたもいらっしゃらなかったということで、何事も無く適任という形になっております。この点数が何点以上なければ、適任ではないという基準はなくて、1点や2点が出た場合には、協議を行うことになっていきます。

- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
承認についてご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって推進委員は承認されました。
今後の予定といたしましては、8月1日に委嘱状交付と研修を行いまして、推進委員としての活動をしていただきます。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和7年第7回人吉市農業委員会総会を閉会します。

(10時38分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員